

## 「信州小諸ふるさと応援寄附金事業」協力事業者募集要項

平成 29 年 1 月 20 日

### 1 募集する事業者

信州小諸ふるさと応援寄附金事業（以下「本事業」という。）において、寄附促進、地元特産品等の PR、販路拡大に伴う地元経済の活性化を図るため、寄附者へ返礼品として商品やサービスを提供することについて、協力をしていただける事業者（小諸市が直接提供の依頼をする事業者を除く。以下「協力事業者」という。）を募集します。

### 2 対象となる事業者

協力事業者は次の条件を全て満たしている必要があります。

- ア 各種法令、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- イ 小諸市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場がある企業・団体または個人事業者であること。ただし、市長が特に認めた場合を除く。
- ウ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でないもの
- エ 市税の滞納がないこと。

※ 上記の要件に適合しても、市が事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

### 3 対象となる返礼品

(1) 次の条件を全て満たしている商品等を募集します。

- ア 小諸市の魅力を伝えることができるものであり、小諸市の PR につながる要素をもつ商品等であること。
- イ 小諸市内で生産、製造、加工又はサービスの提供がされているもの、市内で栽培又は採取された原材料を使用しているもの又は小諸市に特に縁のあるもの
- ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものは取扱うものとする。

(2) 前号の規定に関わらず、本事業の取りまとめ事業者が取り扱えないもの、配送ができないもの等は返礼品としません。

### 4 取りまとめ事業者

本事業の効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期すため、返礼品における取扱業務全般を取りまとめ事業者へ委託します。

### 5 申込方法

末尾のお問合せ先までご連絡をお願いします。

## 6 その他留意事項

- (1) 寄附者の個人情報、本事業における商品等の送付以外の目的で使用することができません。
- (2) 協力事業者及び返礼品についての選定は、小諸市が行ないますが、別途、取りまとめ事業者と契約が必要となります。
- (3) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に取りまとめ事業者までご連絡ください。
- (4) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について取りまとめ事業者へ必ず報告をしてください。
- (5) 協力事業者及び商品等が本要領2及び3に定める条件に適合しなくなったと認める場合は、商品等の調達を中止することがあります。
- (6) 返礼品として採用できる商品等には数の限りがあります。また、返礼品の多様性、兼ね合い等から返礼品の選定を行います。
- (7) 寄附及び小諸市のPR促進のため、市から商品等へのパンフレットの同梱、サービス提供等の依頼をさせていただく場合がありますのでご協力ください。

### 【お問合せ・お申込み先】

小諸市総務部企画課 情報戦略推進係

〒384-8501 小諸市相生町3-3-3

TEL : 22-1700 (内線2353) FAX : 23-8766